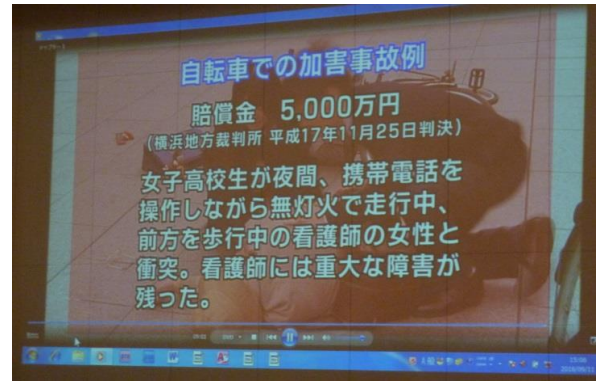


第2回 交通安全教室

平成30年9月11日（火）に交通安全教室を実施しました。今回は今年度2回目の開催で、第1回に引き続き能代警察署二ツ井交番の山谷勉氏からご講演いただきました。



講師の山谷先生



自転車での加害事故の例を示しています

今年2回目の交通安全教室は「交通安全に必要な心構えと交通法規等について学び、また、ながらスマホの危険性について徹底した指導を行うことで交通安全に対する意識を高め、交通事故の絶無を期する」ことを目的に開催されました。今回は「ながらスマホ・ケータイの危険性」を中心に講話をしていただき、後半には生徒が実際に自転車に乗りながらスマホを操作し、その危険性を生徒全員が再確認しました。

- 歩きスマホの場合
 - ・・・視野は通常歩行時の約1/20
- 自転車運転中ながらスマホ
 - ・・・運転操作があり、スマホの操作により運転操作が不安定。
 - 歩行者の発見が遅れる。



ながらスマホは、自転車の運転操作が不安定でバランスを崩します



赤いコーンは歩行者を想定しています



警官が前方にいるのに気づきません

高校生は、自転車で事故を起こすと刑事上の責任で「過失運転致死」の罪に問われます。また、民事上の責任として高額な賠償金を払わなければなりません。